

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

## 規 則

○宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 一  
○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (市町村課) 三

○病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (医療政策課) 四

## 訓 令 甲

○会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令 (人 事 課) 四

○技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令 (市町村課) 四

○本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令 (市町村課) 一

## 告 示

○住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の開示に係る費用等の一部を改正 (市町村課) 一

## 人事委員会

○人事委員会規則二一九(人事委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則)の一部を改正する規則 一

○人事委員会規則七一五(勤勉手当)の一部を改正する規則 一

○人事委員会規則七一三三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則 二

○人事委員会規則七一三八(通勤手当)の一部を改正する規則 一八

○人事委員会規則七一四一(初任給調整手当)の一部を改正する規則 一九

○人事委員会規則七一四四(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関

ページ

## 規 則

する規則)の一部を改正する規則 一〇

○人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則 一三

○人事委員会規則八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則 一三

○人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 一三

○人事委員会の権限(勤勉手当)の一部を改正する告示 一四

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十五号

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 削除

別表様式第二十号の項中 「その一 条例第十四条」を「その一 条例第十四条」に改め、

その二 条例第十四条の二」を「その二 条例第十四条の二」に改め、

同表様式第二百二十八号の項を次のように改める。

様式第二百二十八号 削除

様式第二百二十八号を次のように改める。

様式第128号 削除

様式第百九十七号(その三)中

注 意	公売保証金の 帰 属
	落札者又は買受人の納付した公売保証金は、買受代金に充当します。ただし、買受代金を期限までに納付しない場合は、公売を取り消しの上公売保証金は滞納税額に充当します。不正入札等により地方税法で準用する国税徴収法第108条の規定による処分を受けた者の納付した公売保証金は果に帰属します。
	次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。

「 公売保証金 の 帰 属	落札者又は買受人の納付した公売保証金は、買受代金に充当します。ただし、買受代金を期限までに納付しない場合は、公売を取り消しの上公売保証金は滞納税額に充当します。不正入札等により地方税法で準用する国税徴収法第108条の規定による処分を受けた者の納付した公売保証金は県に帰属します。
「 適格請求書 の 交 付 可 ・ 不 可	所有者が適格請求書発行事業者であり、かつ、公売財産が消費税課税資産である場合において、買受人から適格請求書の交付が求められたときは、執行機関（宮城県）が所有者に代わって適格請求書を交付できます。
注 意	次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。

」

様式第201号を次のようにおきます。

入 札 書		入 札 価 額									
売却区分 の番号	公 売 財 産	数 量	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	名 称										

年 月 日付の公売公告第 号により、上記のとおり入札します。

年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称

宮城県 所長 殿

買受人となった場合の適格請求書（インボイス）の交付希望  
(希望するときは、左の□内にチェックを入れてください)

【注意事項】

適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書を交付できません。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 令和五年度分までの固定資産税の納期前納付に係る報奨金については、なお従前の例による。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十六号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

第一条 住民基本台帳法施行細則(平成十四年宮城県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十条の三十二第一項」の下に「法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。」を、「本人確認情報」の下に「及び附票本人確認情報(以下「本人確認情報等」という。))を加える。

第三条第一項中「本人確認情報開示請求書(様式第一号)」を「本人確認情報等開示請求書(様式第一号)」に改め、同条第二項中「本人確認情報」の下に「等」を加える。

第四条第一項中「本人確認情報」の下に「等」を加え、同条第二項中「係る本人確認情報」の下に「等」を加え、「本人確認情報不存在通知書(様式第二号)」を「本人確認情報等不存在通知書(様式第二号)」に改める。

第五条中「第三十条の三十三第二項」の下に「法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。」を加える。

第六条第一項中「第三十条の三十五」の下に「法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。」を加え、「本人確認情報訂正等申出書(様式第四号)」を「本人確認情報等訂正等申出書(様式第四号)」に改め、同条第二項中「交付された本人確認情報」の下に「等」を加え、「本人確認情報不存在通知書」を「本人確認情報等不存在通知書」に改める。

第十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 条例別表第三公安委員会の項の規則で定める事務は、次に掲げる者(当該者が法人である場合は、当該法人(当該法人が合併した場合には合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割した場合には放置違反金に係る債務を承継した法人又は当該債務を承継して設立した法人をそれぞれ含む。))の役員又は清算人)の生存の事実、生年月日、性別又は氏名若しくは

は住所の変更の事実の確認とする。

一 道路交通法(昭和三十五年法律第五十号)第五十一条の四第四項の規定による放置違反金の納付命令を受けるべき者

二 道路交通法第五十一条の四第六項の規定による弁明の機会を与えられるべき者

三 道路交通法第五十一条の四第十三項の規定による督促を受けるべき者

四 道路交通法第五十一条の四第十四項の規定による放置違反金並びに同条第十三項後段の延滞金及び手数料の徴収を受けるべき者

様式第一号中「本人確認情報」の次に「等」を、「第30条の32第1項」の次に「(法第30条の4の12において読み替えて準用する場合を含む。))」を加え、「」を、「」に改め、

開示の方法	1 閲覧	2 書面の交付
-------	------	---------

開示の方法	1 閲覧	2 書面の交付
対 象	1 本人確認情報	2 附票本人確認情報

様式第二号中「本人確認情報」の次に「等」を加え、「」を、「」に改める。

様式第三号中「本人確認情報」の次に「等」を加え、「」を、「」に改め、「第30条の33第2項」の次に「(法第30条の44の12において準用する場合を含む。))」を加え、「住民基本台帳法第30条の33第1項に規定する」を削ぐ。

様式第四号中「本人確認情報」の次に「等」を加え、「」を、「」に改め、「第30条の35」の次に「(法第30条の44の12において準用する場合を含む。))」を加え

訂正等を求める	容
---------	---

訂正等を求める	容
対 象	1 本人確認情報 2 附票本人確認情報

様式第五号中「本人確認情報」の次に「等」を加え、「」を、「」に改め、「第30条の35」の次に「(法第30条の44の12において準用する場合を含む。))」を加える。

様式第六号中「」を「」に改める。

第二条 住民基本台帳法施行細則の一部を次のように改正する。

第二条、第五条及び第六条第一項中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

様式第一号及び様式第三号から様式第五号までの様式中「第30条の4の12」を「第30条の4の13」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中住民基本台帳法施行細則の改正規定（第十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に一項を加える改正規定を除く。） 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

二 第二条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日

(経過措置)

2 改正前の様式第一号による本人確認情報開示請求書及び改正前の様式第四号による本人確認情報訂正等申出書は、当分の間、改正後の様式第一号及び様式第四号によるものとみなす。

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十七号

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則  
病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

### 訓 令 甲

○宮城県訓令第二十八号

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

第二条中「職員として採用された日の属する会計年度の四月一日において施行されている」及び「当該会計年度の四月一日に遡及して当該給料表が改定された場合」は、「改定前の給料表をいう。」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、給料表が改定されたときの取扱いについては、条例第四条第二項及び第七条第二項の規定により準用する職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）第四条第一項に規定する給料表の適用を受ける者（以下「一般会計年度任用職員」という。）の例による。

第六条第二項中「条例第四条第二項及び第七条第二項の規定により準用する職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）第四条第一項に規定する給料表の適用を受ける者（以下「一般会計年度任用職員」という。）を「一般会計年度任用職員」に改める。

附則第二項中「から十二号俸までの号俸」を削り、「十四万八千二百円」を「十四万九千円」に改める。

附 則

この訓令は令和五年十二月二十六日から施行し、改正後の附則第二項の規定は同年十月一日から、改正後の第二条及び第六条の規定は同年十二月一日から適用する。

○宮城県訓令第二十九号

技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能労務職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。  
別表第一を次のように改める。

## 別表第一（第二条関係）

## 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 別 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,100	201,600	221,400	262,000	287,500
	2	149,100	202,600	222,500	263,200	289,300
	3	150,100	203,600	223,400	264,200	290,900
	4	151,100	204,400	224,300	265,300	292,500
	5	152,200	205,100	225,300	266,000	294,000
	6	153,300	206,600	226,600	267,000	295,400
	7	154,500	207,900	227,800	267,900	296,200
	8	155,500	209,000	229,000	268,800	298,000
	9	156,400	210,300	230,300	269,400	298,900
	10	157,500	211,000	231,900	270,100	300,600
	11	158,600	211,800	233,400	270,900	302,300
	12	159,700	212,500	234,600	271,700	303,900
	13	160,600	213,600	235,700	272,400	305,200
	14	161,700	214,600	236,900	273,300	306,700
	15	162,900	215,500	238,100	274,100	308,100
	16	164,000	216,300	239,000	274,900	309,400
	17	165,100	217,200	239,600	275,500	310,900
	18	166,500	218,200	240,000	276,600	312,400
	19	167,800	219,100	240,400	277,500	314,000
	20	169,100	220,000	240,900	278,400	315,600
	21	170,200	220,700	241,400	279,200	316,600
	22	171,400	221,500	242,800	279,900	318,000
	23	172,600	222,300	244,000	280,600	319,300
	24	173,800	222,900	244,900	281,300	320,700
	25	174,900	223,600	246,000	281,800	321,900
	26	176,400	224,100	247,200	282,500	323,200
	27	177,900	224,500	248,400	283,300	324,600
	28	179,400	225,000	249,700	284,000	326,000
	29	180,800	225,600	250,400	284,800	327,500
	30	182,100	226,600	251,500	285,700	328,700
	31	183,700	227,500	252,700	286,500	330,000
	32	185,200	228,200	253,800	287,300	331,200
	33	186,700	228,700	254,900	288,000	332,200
	34	188,400	229,700	255,800	288,900	333,100
	35	190,100	230,700	256,700	289,800	334,200
	36	191,800	231,700	257,700	290,800	335,400
	37	193,500	232,200	259,000	291,400	336,500
	38	194,600	233,300	259,500	292,200	337,500
	39	196,000	234,400	260,400	293,000	338,500
	40	197,100	235,400	261,300	293,800	339,500
	41	198,100	236,100	262,200	294,400	340,400
	42	199,500	237,100	263,100	295,400	341,300
	43	200,700	238,000	264,000	296,400	342,200

	44	202,000	238,800	265,100	297,300	343,100
	45	203,500	239,600	265,500	298,000	344,000
	46	204,500	240,400	266,500	298,900	345,000
	47	205,400	241,100	267,500	299,800	346,000
	48	206,500	241,700	268,500	300,600	346,900
	49	207,600	242,500	269,400	301,200	347,800
	50	208,600	243,200	270,200	301,800	348,700
	51	209,500	244,100	270,900	302,400	349,700
	52	210,500	245,000	271,800	303,100	350,500
	53	211,600	245,900	272,300	303,700	351,300
	54	212,600	246,800	273,400	304,500	352,100
	55	213,500	247,300	274,000	305,200	352,900
	56	214,500	248,100	274,800	305,900	353,600
	57	215,400	248,800	275,400	306,600	354,300
	58	216,000	249,600	276,300	307,300	355,100
	59	216,700	250,300	277,200	308,000	355,900
	60	217,500	250,900	278,100	308,600	356,500
	61	218,300	251,500	279,000	309,200	357,200
	62	218,800	252,300	280,000	309,900	357,900
	63	219,300	253,100	280,800	310,600	358,600
定年 前再 任用 短時 間職 員以 外の 職員	64	219,800	253,700	281,800	311,200	359,300
	65	220,300	254,300	282,600	311,700	359,900
	66	220,900	254,800	283,400	312,200	360,400
	67	221,500	255,200	284,200	312,800	360,900
	68	222,000	255,700	284,900	313,400	361,400
	69	222,300	256,400	285,500	314,000	361,800
	70	222,600	256,900	286,300	314,400	
	71	222,900	257,300	287,100	314,900	
	72	223,200	257,600	287,800	315,400	
	73	223,400	257,800	288,500	315,700	
	74	223,800	258,100	289,200	316,200	
	75	224,100	258,500	289,900	316,700	
	76	224,500	258,900	290,700	317,100	
	77	224,700	259,200	291,200	317,300	
	78	225,200	259,600	291,700	317,600	
	79	225,500	260,000	292,000	317,900	
	80	225,800	260,400	292,400	318,200	
	81	226,100	260,700	292,900	318,500	
	82	226,400	261,000	293,300	318,800	
	83	226,700	261,300	293,800	319,100	
	84	227,000	261,500	294,300	319,400	
	85	227,300	261,700	294,600	319,600	
	86	227,600	261,900	295,100	320,000	
	87	227,900	262,200	295,700	320,300	
	88	228,300	262,500	296,200	320,600	
	89	228,500	262,800	296,500	320,800	
	90	228,900	262,900	297,000	321,100	
	91	229,300	263,200	297,500	321,400	

92	229,700	263,400	297,800	321,700
93	229,800	263,700	298,200	321,900
94	230,000	264,000	298,700	322,200
95	230,400	264,300	299,200	322,500
96	230,800	264,500	299,700	322,700
97	230,900	264,700	300,000	322,900
98	231,200	265,000	300,400	323,200
99	231,400	265,200	300,900	323,500
100	231,700	265,500	301,400	323,700
101	232,000	265,800	301,800	323,900
102	232,200	266,000	302,200	
103	232,500	266,300	302,500	
104	232,800	266,600	302,800	
105	233,100	266,800	303,100	
106	233,600	267,000	303,500	
107	233,900	267,300	303,900	
108	234,200	267,500	304,300	
109	234,400	267,800	304,600	
110	234,800	268,100	305,000	
111	235,200	268,400	305,400	
112	235,500	268,600	305,700	
113	235,700	268,800	305,900	
114	236,300	269,100	306,200	
115	236,800	269,300	306,600	
116	237,300	269,500	306,800	
117	237,600	269,800	307,000	
118	238,000	270,100	307,300	
119	238,400	270,400	307,600	
120	238,600	270,700	307,800	
121	239,000	270,900	308,000	
122		271,100	308,300	
123		271,400	308,600	
124		271,700	308,800	
125		271,900	309,000	
126		272,100	309,300	
127		272,400	309,600	
128		272,700	309,800	
129		272,900	310,000	
130		273,100	310,300	
131		273,400	310,600	
132		273,700	310,800	
133		273,900	311,000	
134		274,100		
135		274,400		
136		274,700		
137		274,900		



定年前再任用 短時間勤務職員	基 給 料 月 額 準 額	基 給 料 月 額 準 額	基 給 料 月 額 準 額	基 給 料 月 額 準 額	基 給 料 月 額 準 額
	円	円	円	円	円
	195,900	207,100	225,700	246,600	277,500



して個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

4 新規の規定を適用する場合においては、旧規定の規定に基づいて支給された給与は、新規の規定による給与の内払とみなす。

○宮城県訓令甲第三十号

本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令

本人確認情報の管理に関する規程（平成十四年宮城県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「本人確認情報」の下に「等」を加える。

第一条中「第三十条の二十八第一項」の下に「（法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。）を、「本人確認情報」の下に「及び附票本人確認情報」を加える。

第二条第一項中「本人確認情報」の下に「等」を、「規定する本人確認情報」の下に「及び法第三十条の四十一第一項に規定する附票本人確認情報」を加える。

第三条第一項、第五条第一項、第六条（見出しを含む。）、第二十条第二号、第二十二号（見出しを含む。）及び第二十七条中「本人確認情報」の下に「等」を加える。

附 則

この訓令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第八百十五号

平成十四年宮城県告示第七百四十号（住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の開示に係る費用等）の一部を次のように改正し、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。

日から施行する。

令和五年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

題名中「本人確認情報」の下に「等」を加える。  
「本人確認情報」の下に「又は附票本人確認情報」を加え、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

人事委員会

人事委員会規則二一九（人事委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則二一九一

人事委員会規則二一九（人事委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に基づき、人事委員会規則二一九（人事委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを第二号から第四号までとし、第一号として次のように加える。

一 給与条例第十一条第一項の規定による扶養親族がある場合等の届出を受理すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―十五―四十五

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則  
第一条 人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）に基づき、

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「百分の二百」を「百分の二百十」に、「百分の二百四十」を「百分の二百五十」に改め、同条第二号中「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に改める。

第二条 人事委員会は、職員の給与に関する条例に基づき、人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

ハ 会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員

第五条第二項第六号中「（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあつては、人事委員会の定める時間）」を削る。

第六条第一号中「百分の二百十」を「百分の二百五十」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十五」に改め、同条第二号中「百分の百」を「百分の九十七・五」に、「百分の百二十」を「百分の百十七・五」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の規則七―十五の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―三十三―七十六

人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第一、別表第二の表備考、同表ハの表備考、同表ニの表備考、同表ホの表備考、同表ヘの表備考、同表トの表備考、同表チの表備考、別表第三、別表第四、別表第五備考、別表第六イの表備考、同表口の表備考、同表ハの表備考、同表ニの表備考、同表ヘの表備考、同表トの表備考及び同表チの表備考中「」を「」に改める。

別表第七イの表昇格後の号俸の2級欄中「」

57	57	54	「	56	51	43	36	28	38	28
57	57	54	49	56	51	44	36	29	39	28
57	57	54	50	56	52	「	36	29	39	28
57	57	54	50	56	52	を	37	29	40	29
58	57	54	50	56	52	37	「	30	40	29
58	57	55	50	57	52	38	に改め、	30	41	30
58	「	55	51	57	53	38	同表昇格後の号俸の3級欄中	30	「	30
58	に改め、	55	51	57	53	39	同表昇格後の号俸の4級欄中	31	を	31
58	同表昇格後の号俸の4級欄中	55	51	57	53	39	「	31	21	31
59	「	56	51	57	53	40	32	31	22	32
「	を	56	51	57	53	40	32	32	22	32
55	「	56	52	58	54	41	32	32	23	33
55	55	56	52	58	54	42	32	32	23	33
55	55	56	52	58	54	43	33	33	24	34
56	56	56	52	58	54	「	38	33	24	34
56	56	56	52	58	54	に、	39	33	25	35
56	56	56	52	58	55	「	40	34	25	35
56	56	56	53	59	55	50	41	34	26	36
56	56	56	53	59	55	50	41	34	26	36
56	56	57	53	59	55	50	42	35	27	37
56	56	57	53	59	55	50	42	35	27	37
57	57	57	53	「	56	51	43	35	28	38
				を		51				

別表第七八の表昇格後の号俸の2級欄中	88	66	70	俸の4級欄中	94	95	79	別表第七口の表昇格後の号俸の2級欄中	31	32	57
	89	67	71		95	95	80		31	32	57
	を	68	71		95	96	を		32	32	57
		69	72		95	96			32	32	57
	83	70	を	54	96	97	69		32	32	57
	84	71		55	96	97	70		32	32	57
	84	に改め、同表昇格後の号俸の2級欄中	53	56	96	98	70		32	32	に改め、同表昇格後の号俸の7級欄中
	85		54	57	97	98	71		32	33	
	85		54	58	97	99	71		32	33	
	86		55	59	98	99	72		33	34	
26	86		55	60	98	100	72	70	に改める。	34	
27	87		56	61	99	100	73	71		35	
28	に改める。		56	62	99	101	74	72		を	
29			57	63	100	101	75	73			
29			58	64	100	102	76	74		31	
30			59	65	101	102	77	75		31	
30		84	60	66	に改め、同表昇格後の号	103	78	76		31	32
31		85	61	67		を	79	77		31	32
31		86	62	68			に	77		31	32
32		87	63	69		93		78		31	32
32		87	64	69		94		78		31	32
33		88	65	70		94	94	79		31	32
44	を	64	60	53	42	31	66	62	55	44	33
		64	61	54	43	32	67	62	56	45	33
		64	61	54	43	32	67	62	56	45	34
37		65	61	55	44	33	67	63	57	46	34
38		65	61	55	44	33	67	63	57	46	34
38		66	61	56	45	34	67	63	57	47	35
39		66	61	56	45	34	68	63	58	47	35
39		67	62	57	46	35	68	63	58	48	35
40		に改める。	62	57	46	35	を	64	58	48	36
40			62	57	47	36		64	59	49	36
41	38		62	57	47	36	25	64	59	49	36
41	39		62	58	48	37	26	64	59	50	37
42	40		62	58	48	37	26	64	60	50	38
42	41		63	58	49	38	27	65	60	51	39
43	41		63	58	49	38	27	65	60	51	40
43	41		63	59	50	39	28	65	61	52	41
	に		63	59	50	39	28	65	61	52	41
			63	59	51	40	29	65	61	53	42
			63	59	51	40	29	66	61	53	42
54	42		63	59	51	40	29	66	61	54	43
54	43		64	60	52	41	30	66	61	54	43
55	43		64	60	52	41	30	66	62	54	43
55	43		64	60	53	42	31	66	62	55	44

47	35	60	46	34	「	別表第七ホの表昇格後の号俸の2級欄中 に改める。	67	61	「	65	56	
48	35	61	47	35	17		67	62	53	65	56	
49	36	61	48	35	18		67	62	54	65	57	
50	36	62	49	36	18		「	62	54	66	58	
51	37	62	50	36	19		に改める。	62	54	66	59	
52	37	63	51	37	19		63	63	55	66	60	
53	38	「を	52	37	20		63	63	55	66	61	
53	38	「を	53	38	20		63	63	55	66	61	
53	39	29	54	38	21		63	63	56	66	61	
54	39	30	55	39	22		64	64	56	66	62	
54	40	30	56	39	23		18	64	56	67	62	
54	40	30	57	40	「に、		19	64	57	67	62	
55	41	31	57	40	「		20	64	57	67	63	
55	41	31	57	41	30		21	65	58	67	63	
55	42	31	58	41	30		21	65	58	67	63	
56	42	32	58	42	31		22	65	59	67	64	
56	43	32	58	42	31		22	65	59	67	64	
56	43	32	59	43	32		23	66	60	68	64	
57	44	33	59	43	32		23	66	60	68	65	
57	44	33	59	44	33		24	66	61	68	65	
58	45	34	60	44	33		「を	66	61	「を	65	
58	46	34	60	45	34		を	67	61	を	65	
30	別表第七ヘの表昇格後の号俸の2級欄中 「を	39	42	41	36		27	19	39	33	22	59
30		40	43	「に改め、	36		28	19	40	34	23	「に改め、
30		40	43	同表昇格後の号俸の4級欄中	37		28	19	40	34	23	同表昇格後の号俸の3級欄中
31		40	43	「	37		28	20	40	34	23	「
31		41	43	39	37		29	20	40	34	24	39
31		41	44	38	38		30	20	41	35	24	38
31		42	44	38	38	31	21	41	35	24	38	
32		42	44	38	38	32	21	41	35	25	38	
「を		42	44	38	38	33	22	41	35	25	「を	
25		42	44	38	38	33	22	41	36	26	25	
25		「	43	45	「	39	33	23	42	36	26	
26		26	43	45	38	39	33	23	42	36	27	
26		26	43	45	38	39	34	24	42	36	27	
26		27	44	46	39	39	34	24	42	37	28	
26		27	44	「を	39	39	34	25	42	37	28	
27		28	44	「	40	40	34	25	43	37	29	
27		28	45	37	40	40	35	25	「を	38	30	
27		29	45	38	41	40	35	26	「	38	31	
27		29	45	38	41	40	35	26	17	38	32	
28		29	「に改める。	38	41	40	35	26	18	39	33	
28		29	39	39	42	41	36	27	18	39	33	
28		30	39	39	42	41	36	27	18	39	33	

43	50	45	俵の5級欄中	59	61	42	32	44	33	別表第七十の表昇格後の号俵の2級欄中	28	
43	50	46		60	61	43	33	45	34		29	
43	50	46		60	61	43	33	45	34		29	
44	50	46		60	61	43	34	46	35		29	
44	50	46		38	60	61	34	46	35		30	
44	51	47		39	60	62	に改め、同表昇格後の号俵の3級欄中	35	47		36	30
45	51	47		40	61	62	35	36	37		31	
45	を	47		41	61	62	36	25	37		に改める。	
45	37	48		41	61	62	37	26	38			
46	38	48		42	61	62	37	26	38		26	
46	38	48	42	62	62	38	27	39	27			
46	39	48	42	62	63	38	27	39	28			
46	39	48	43	62	63	39	28	40	29			
47	40	48	43	62	を	58	39	28	40	29		
47	40	49	43	62	57	58	40	29	41	30		
47	41	49	44	に改め、同表昇格後の号	57	59	40	29	41	30		
47	41	49	44	58	59	41	30	42	31			
47	41	49	44	58	60	41	30	42	31			
48	42	49	45	58	60	41	31	43	32			
48	42	49	45	59	61	42	31	43	32			
48	42	50	45	59	61	42	32	44	33			

87	82	91	85	68	50	72	54	別表第七十の表昇格後の号俵の2級欄中	31	32	48
87	82	91	85	69	51	73	55		31	32	48
88	82	92	85	70	52	73	56		31	32	49
88	82	92	86	71	53	74	57		31	32	49
88	82	92	86	72	54	74	58		31	32	49
89	83	92	86	73	55	75	59		31	32	49
89	83	93	87	74	56	75	60		31	32	49
89	83	93	87	75	57	76	61		31	32	50
89	83	93	87	に	58	を	62		31	32	50
90	83	93	88	82	59	63	63		32	32	50
90	84	94	88	60	41	64	64	32	32	50	
90	84	94	88	82	61	42	65	42	32	50	
90	84	94	89	82	62	42	65	43	32		
90	84	94	89	82	63	43	66	44	32	に改め、同表昇格後の号俵の7級欄中	
91	84	94	89	82	64	43	66	45	32	33	
91	84	95	89	83	65	44	67	46	32	33	
91	85	95	89	83	65	44	67	47	32	34	
91	85	95	90	83	66	45	68	48	33	34	
92	85	95	90	83	66	45	68	49	に改める。	35	
92	86	96	90	84	66	46	68	50	を		
92	86	を	90	84	67	47	69	51	を		
92	86	91	91	84	67	48	70	52	31		
93	87	81	91	84	68	49	71	53			





64	別表第七の二の下の表降格後の号俸の1級欄中 「を」	55	別表第七の二への表降格後の号俸の1級欄中 「に改める。」	64	92	110	52	104	66	92	46
66		59		67	96	115	54	107	69	93	48
68		62		70	100	120	56	110	72	94	49
70		64		74	103	「を	59	113	74	95	50
72		65		78	108	「を	62	116	76	96	51
74				82	113	51	65	118	78	97	「に、
76				「を	118	54	68	120	80	98	「
78				59	121	57	70	121	82	99	62
80				62	121	60	72	121	84	100	64
82				65	「に改め、同表降格後の号俸の3級欄中	62	74	121	86	101	66
84				68	「に改める。」	64	76	121	88	102	68
「を		45		46	70	66	77	「に改め、同表降格後の号俸の2級欄中	90	103	70
46		46		48	74	68	78	92	92	104	72
48		47		50	77	71	79	94	94	107	74
50		48		52	80	74	80	96	96	110	76
52		50		56	83	77	84	97	97	113	78
54	52	60	「に改める。」	80	88	98	98	116	80		
56	54	64	58	81	92	99	99	118	82		
58	56	「を	60	82	96	100	100	120	84		
60	58	47	62	83	99	101	101	「を	86		
62	60	51	62	84	102	102	102	「	88		
	62		62	88	106	50	103	63	90		

別表第七の二備考、別表第七の二の二及び別表第八中「」を「」に改める。  
附 則  
(施行期日等)

144	124	79	96	68	別表第七の二の下の表降格後の号俸の1級欄中 「に改める。」	82	67	級欄中 「を	「	64	
148	127	80	98	69		84	70		78	66	
152	130	81	「を	70		「を	73		57	80	68
156	133	82	58	71		76	76		58	82	70
159	136	83	60	72		80	80		59	84	72
162	140	84	62	73		84	84		60	91	74
165	144	86	64	74		85	89		63	98	76
	148	88	65	75		85	94		66	「を	79
	152	90	66	76		「に改める。」	99		69	「	82
	156	92	67	77		104	72		79	82	85
	160	93	68	78		「に改め、同表降格後の号俸の6級欄中	76		82	85	85
	164	94	69	79		57	80		85	90	85
	「を	95	70	80		58	84		90	95	「
	113	96	71	82		59	90		96	100	「に改め、同表降格後の号俸の2級欄中
	118	97	72	84		60	96		102	「に改め、同表降格後の号俸の4	
	123	98	73	86		61	「を		「		
	128	99	74	88	62	58	60				
	131	「に、	75	89	63	60	62				
	134	「	76	90	64	67	62				
	137	112	77	91	65	80	64				
	140	116	78	92	66						
		120	94	94	67						

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則七―三十三（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 令和五年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸がこの規則による改正前の規則七―三十三（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事委員会規則七―三十八（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―三十八―二十六

人事委員会規則七―三十八（通勤手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十八（通勤手当）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十一関係）

普通自動車等の使用距離（片道）	支給月額
4キロメートル未満	2,100円
4キロメートル以上	4,300
6キロメートル以上	5,200
8キロメートル以上	6,100
10キロメートル以上	7,400
12キロメートル以上	8,700
14キロメートル以上	10,300
16キロメートル以上	11,400
18キロメートル以上	12,700
20キロメートル以上	14,000
22キロメートル以上	15,400
24キロメートル以上	16,700
26キロメートル以上	18,000
28キロメートル以上	19,400
30キロメートル以上	20,700
32キロメートル以上	22,000
34キロメートル以上	23,300
36キロメートル以上	24,700
38キロメートル以上	26,000
40キロメートル以上	27,300
42キロメートル以上	28,700
44キロメートル以上	30,000
46キロメートル以上	31,300
48キロメートル以上	32,700
50キロメートル以上	34,000
52キロメートル以上	35,300
54キロメートル以上	36,700
56キロメートル以上	38,000
58キロメートル以上	39,300
60キロメートル以上	40,700
62キロメートル以上	42,000
64キロメートル以上	43,300
66キロメートル以上	44,600
68キロメートル以上	46,000
70キロメートル以上	47,300
72キロメートル以上	48,600
74キロメートル以上	50,000
76キロメートル以上	51,300
78キロメートル以上	52,600
80キロメートル以上	54,000

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―四十一―三十一

人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

期間の区分	職員の区分		2項職員
	1種	1項職員 2種	
1年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200
1年以上 2年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200
2年以上 3年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200
3年以上 4年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200
4年以上 5年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200
5年以上 6年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200
6年以上 7年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200
7年以上 8年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200
8年以上 9年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200
9年以上 10年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200
10年以上 11年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200
11年以上 12年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200
12年以上 13年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200
13年以上 14年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200
14年以上 15年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200
15年以上 16年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200
16年以上 17年未満	円 411,200	円 365,500	円 305,900
17年以上 18年未満	円 406,800	円 361,500	円 302,600
18年以上 19年未満	円 402,400	円 357,500	円 299,300
19年以上 20年未満	円 398,000	円 353,500	円 296,000
20年以上 21年未満	円 393,600	円 349,500	円 292,700
21年以上 22年未満	円 375,700	円 333,800	円 279,700
22年以上 23年未満	円 355,900	円 316,600	円 265,700
23年以上 24年未満	円 336,600	円 299,900	円 252,200
24年以上 25年未満	円 317,200	円 283,000	円 238,300
25年以上 26年未満	円 297,700	円 266,100	円 224,600
26年以上 27年未満	円 275,000	円 245,300	円 207,000
27年以上 28年未満	円 252,800	円 224,900	円 189,900
28年以上 29年未満	円 230,400	円 204,500	円 172,600
29年以上 30年未満	円 207,600	円 183,700	円 155,000
30年以上 31年未満	円 182,800	円 161,800	円 137,000
31年以上 32年未満	円 157,900	円 139,900	円 118,700
32年以上 33年未満	円 133,300	円 118,200	円 100,800
33年以上 34年未満	円 97,500	円 88,200	円 76,200
34年以上 35年未満	円 62,200	円 58,400	円 51,900

備考

1 この表において期間の区分の欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった

日以後の期間を示す。

2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同

条第2項の職を占める職員をいう。

3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項

第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

別表第二（第六条の二関係）

期間の区分	職員の区分	2項職員
1年未満	2年未満	35,300
1年以上	3年未満	33,200
2年以上	4年未満	31,100
3年以上	5年未満	29,000
4年以上	6年未満	26,900
5年以上	7年未満	24,800
6年以上	8年未満	22,700
7年以上	9年未満	20,600
8年以上	10年未満	18,500
9年以上	11年未満	16,400
10年以上	12年未満	14,300
11年以上	13年未満	12,200
12年以上	14年未満	10,100
13年以上	15年未満	8,000
14年以上	15年未満	5,900

備考  
 1 この表において期間の区分の欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。  
 2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則七―四十一の規定は、令和五年四月一日から適用する。

人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―百四十一―六

人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を改正する規則

第一条 人事委員会は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）に基づき、人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表備考、同表ハの表備考、同表ニの表備考、同表ヘの表備考、同表トの表備考、同表チの表備考、別表第二、別表第三、別表第四の備考、別表第五イの表備考、同表ロの表備考、同表ハの表備考、同表ニの表備考、同表ヘの表備考、同表トの表備考及び同表チの表備考中「。」を「。」に改める。

別表第六イの表上位級の号俸の2級欄中「」

28	28	28	22	23	24	25	25	26	26	27	27	27
29	28	29	23	24	25	25	26	26	26	27	27	27
29	29	30	24	25	25	26	26	26	26	27	27	27
29	39	39	25	26	26	27	27	27	27	28	28	28
30	40	40	26	27	27	28	28	28	28	29	29	29
30	41	41	27	28	28	29	29	29	29	30	30	30
30	を	を	28	29	29	30	30	30	30	31	31	31
31	21	21	29	30	30	31	31	31	31	32	32	32
31	22	22	30	31	31	32	32	32	32	33	33	33
31	23	23	31	32	32	33	33	33	33	34	34	34
32	23	23	32	33	33	34	34	34	34	35	35	35
32	24	24	33	34	34	35	35	35	35	36	36	36
32	24	24	34	35	35	36	36	36	36	37	37	37
33	25	25	35	36	36	37	37	37	37	38	38	38
33	25	25	36	37	37	38	38	38	38	39	39	39
34	26	26	37	38	38	39	39	39	39	40	40	40
34	26	26	38	39	39	40	40	40	40	41	41	41
34	27	27	39	40	40	41	41	41	41	42	42	42
35	27	27	40	41	41	42	42	42	42	43	43	43
35	28	28	41	42	42	43	43	43	43	44	44	44

95	79	別表第六口の表上位級の号俸の2級欄中	57	57	57	54	「	56	51	43	36			
95	80		57	57	57	54	49	56	51	44	36			
96	を		57	57	57	54	50	56	52	を	36			
96	「		57	57	57	54	50	56	52	「	37			
97	69		57	58	57	54	50	56	52	37	「に改め、同表上位級の号俸の3級欄中			
97	70		57	58	57	55	50	57	52	38				
98	70		「	58	「	55	50	57	53	38				
98	71		に改める。	58	に改め、同表上位級の号俸の4級欄中	55	51	57	53	39				
99	71		59	58	55	55	51	57	53	39				
99	72		「	59	56	55	51	57	53	40				
100	72	70	「	を	56	51	57	53	40					
100	73	71	を	56	56	51	58	54	41					
101	74	72	55	56	56	52	58	54	42					
101	75	73	55	56	56	52	58	54	43					
102	76	74	56	56	56	52	58	54	「	38				
102	77	75	56	56	56	52	58	54	に、	39				
103	78	76	56	56	56	52	58	55	「	40				
「	79	77	56	56	56	53	59	55	50	41				
を	「	77	56	56	56	53	59	55	50	41				
93	に、	78	56	56	57	53	59	55	50	42				
94	「	78	56	56	57	53	59	55	51	42				
94	94	79	57	57	57	53	「	56	51	43				
	94						を							
46	34	「	別表第六ホの表上位級の号俸の2級欄中	44	別表第六ニの表上位級の号俸の2級欄中	33	別表第六ハの表上位級の号俸の2級欄中	66	70	俸の4級欄中	94			
47	35	17		「		を		33	67		71	95		
48	35	18		37		「		33	68		71	95		
49	36	18		38		を		25	69		72	「	95	
50	36	19		38		38		26	70		「	を	54	96
51	37	19		39		39		26	71		を	53	55	96
52	37	20		39		40		27	「		に改める。	54	56	96
53	38	20		40		40		27	54		54	57	58	97
54	38	21		40		41		28	55		55	59	98	
55	39	22		18		41		28	56		56	60	98	
56	39	「	19	41	28	57	57	61	99					
57	40	に、	20	42	29	58	58	62	99					
57	40	「	21	42	29	59	59	63	100					
57	41	30	21	43	30	60	60	64	100					
58	41	30	22	43	30	61	61	65	101					
58	42	31	22	「	31	62	62	66	「					
58	42	31	22	に改める。	31	63	63	67	に改め、同表上位級の号					
59	43	32	23	42	32	64	64	68						
59	43	32	23	42	32	65	65	69						
59	44	33	24	43	32			69						
60	44	33	「	43	「	に改める。		70						
60	45	34	を	43	33									

別表第六チの表上位級の号俸の2級欄中	59	61	42	32	44	33	別表第六トの表上位級の号俸の2級欄中	59	47	35	60	
	60	61	43	33	45	34		に改める。	48	35	61	
	60	61	43	33	45	34		50	36	61		
	60	61	43	34	46	35		51	37	62		
	60	61	に改め、 同表上位級の号俸の3級欄中	34	46	35		52	37	63		
	60	62		35	47	36		53	38	を		
	61	62	を	36	25	37		53	39	29		
	61	62		36	26	38		54	39	30		
	42	61	62	37	26	38		26	54	40	30	
	43	62	62	38	27	39		27	54	40	30	
	44	62	63	38	27	39		28	55	41	31	
	45	62	63	39	28	40		29	55	41	31	
	46	62	を	58	39	28		40	29	55	42	31
	47	62		58	40	29		41	30	56	42	32
	48	に改める。	57	59	40	29		41	30	56	43	32
49	58		59	41	30	42	31	56	43	32		
50	58	60	41	30	42	31	57	44	33			
51	58	60	41	31	43	32	57	44	33			
52	59	61	42	31	43	32	58	45	34			
53	59	61	42	32	44	33	58	46	34			

別表第六の備考中「」を「」に改める。	93	87	82	91	85	68	50	72	54
	93	87	82	91	85	69	51	73	55
	94	88	82	92	85	70	52	73	56
	94	88	82	92	86	71	53	74	57
	94	88	82	92	86	72	54	74	58
	95	89	83	92	86	73	55	75	59
	95	89	83	93	87	74	56	75	60
	95	89	83	93	87	75	57	76	61
	に改める。	89	83	93	87	に、	58	を	62
		90	83	93	88		59		63
		90	84	94	88		60		64
		90	84	94	88		61		65
		90	84	94	89		62		65
		91	84	94	89		63		66
		91	84	95	89		64		66
91		85	95	89	65		67		
91		85	95	90	65		67		
92		85	95	90	66		68		
92		86	96	90	66		68		
92		86	を	90	67		69		
92		86		91	67		70		
93		87	81	91	68		71		

別表第六の備考中「」を「」に改める。

第二条 人事委員会は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この規則は、会計年度任用職員給与条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二十条を次のように改める。

(期末手当に係る規定の勤勉手当への準用等)

第二十条 第十七条及び第十九条の規定は、会計年度任用職員給与条例第四条第一項及び第七条第一項の規定による勤勉手当について準用する。この場合において、第十七条中「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、第十九条第一項中「給与条例第十九条第二項に規定する在職期間」とあるのは「規則七―十五(勤勉手当)第五条第一項に規定する勤務期間」と、同条第二項中「規則七―十四第五条第二項」とあるのは「規則七―十五第五条第二項」と読み替えるものとする。

2 会計年度任用職員給与条例第四条第十一項及び第七条第七項の規定において準用する規則七―十五第五条第一項の勤務期間の算定については、同条第二項各号に掲げる期間のほか、同条例第九条の規定により給与を減額された期間(その期間が七時間四十五分未満である場合を除く。)を除算する。

3 前項の場合において、会計年度任用職員給与条例第四条第十一項及び第七条第七項の規定において準用する規則七―十五第五条第三項中「第十号まで」とあるのは「第十号まで及び会計年度任用職員給与条例第九条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の規則七―百四十(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(経過措置)

3 令和五年四月一日から第一条の規定の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸が第一条の規定による改正前の規則七―百四十(以下「改正前の規則」という。)の規定による号俸に達しない職員の、当該適用の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。

4 第一条の規定の施行の日から令和六年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員(個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事委員会規則八―五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公

布する。

令和五年十二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則八―五―五十三

人事委員会規則八―五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則  
人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号)に基づき、人事委員会規則八―五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第二十四号中「の期間」の下に「(業務の都合により当該期間内に使用することが困難であると任命権者が認める場合にあつては、六月から十月までの期間)」を加える。

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

人事委員会規則八―六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則八―六―四十九

人事委員会規則八―六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則  
人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第八号)に基づき、人事委員会規則八―六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第二十四号中「の期間」の下に「(業務の都合により当該期間内に使用することが困難であると任命権者が認める場合にあつては、六月から十月までの期間)」を加える。

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

○宮城県人事委員会訓令第四号

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

宮城県人事委員会

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

委員長 西 條 力

令和六年四月一日

人事委員会事務局処務規程（昭和五十年宮城県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条の七中「第二十九号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（給与の口座振替）

第八条の八 給与条例第二十三条の三の規定による給与の口座振替については、知事の給与の口座振替の取扱いの例による。

別表第一総括課長補佐の項第五号中「自家用自動車」を「庁用自動車以外の自動車」に改め、「承認」の下に「、運転命令及び報告の徴収」を加える。

附 則

この訓令は、令和六年一月一日から施行する。

○人事委員会告示第八号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成九年人事委員会告示第七号（人事委員会の権限（勤勉手当）の一部を次のように改正した。

令和五年十二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

一 二の(五)を次のように改める。

(五) 規則七―十五第八条の規定において準用する人事委員会規則七―十四（以下「規則七―十四」という。）第六条の三に規定する一時差止処分を行おうとする場合について任命権者と協議を行うこと。

(六)を(八)に、(七)を(九)とし、(五)の次に次のように加える。

(六) 規則七―十五第八条の規定において準用する規則七―十四第六条の四第二項に規定する一時差止処分の取消しの申立てがなされた場合の取扱いについて任命権者と協議を行うこと。

(七) 規則七―十五第八条の規定において準用する規則七―十四第六条の八に規定する人事委員会が定める一時差止処分に関し必要な事項について定めること。

二 この告示の効力の発生する日